



『特例期間』のラストチャンス!! 足場特別教育講習

NPO 法人 東京建設技術センター

建設現場で働いている皆さん!! もう足場特別教育講習を受講されましたか?

足場特別教育講習とは、安全な足場作業を行うために、厚生労働省が「労働安全衛生規則」を改正し、平成27年7月1日より、足場（脚立足場も含む）の組立・解体または変更の作業に就いている方を対象とした、6時間の講習です。

平成27年7月1日以前から、足場の組立・解体・変更の作業に就いていた方の場合、**平成29年6月30日までに受講すると、3時間半の講習で、特別教育を修了することができます（特例措置）。**

平成29年7月1日以降に受講した場合、3時間の特例措置はなくなり、6時間の通常講習となります。また、特別教育を受講していない人が、足場の組立・解体または変更の作業に従事した場合、安全衛生規則36条違反として、事業主が処罰される可能性があります。

厚生労働省が定めた平成29年6月30日（特例措置期間内）までに、足場特別教育を受講されるよう、強くお勧めします。

足場の高さに関係なく、足場の組立・変更・解体等の作業を行う従事者は、全て特別教育の受講対象となります。脚立単体での使用は足場とはなりません。脚立を2つ以上並べて、足場板を掛ければ**脚立足場となり、特別教育受講の対象となります。**

■足場の特別教育講習

日 時：6月26日（月）17：00～20：30 締切：6月15日（木）

会 場：全建総連会館（新宿区高田馬場2-7-15 TEL03-3200-7911）

受 講 料：6,000円 ※写真不要

定 員：80人（定員になり次第締切となります）

受講資格：平成27年7月1日までに足場の組立・解体・変更の作業についていた方
（足場の組立等作業主任者技能講習の修了者は、受講を省略することができます）

※受講申込は、ユニオン各支部までお願いします

※仮申込後、技術センターより本申込書が送付されます

※キャンセルは締切日の前日までにお願いします（締切日以降のキャンセルは返金し兼ねますので、予めご了承ください）

6月26日「足場特別教育講習」受講（仮）申込書

氏名： _____ 首都圏建設産業ユニオン 多摩北 支部

住所 〒 _____

生年月日（西暦）： _____ 年 _____ 月 _____ 日 職 種： _____

電話（携帯可）： _____ 実務経験年数： _____ 年